

180日を超えて入院されている患者様へ～選定療養費制度

山北徳新会病院 病院長

平成14年4月1日の診療報酬改定により、同じ病気で病院（診療所）に通算180日を超えて入院されている患者様（精神科等を除く）は、これまでの一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を自費で負担していただくことが国の法律で定められました。これが選定療養費制度です。

（「健康保険法第43条第2項の規定に厚生労働大臣の定める療養」平成14年3月8日厚生労働省告示第79号）

・180日の入院期間の計算方法と対象外になる場合について

この180日の期間は、当病院における入院期間だけでなく、他の病院（診療所）に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内にいずれかの病院（診療所）に入院されていた患者さんは、入院時にお申し出下さい。

（入院申込書により自己申告願います。）

但し、病院（診療所）を退院された後、別の病気で入院されたり、3ヶ月以上病院に入院しなかった場合や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合には通算されず、次の入院の時から新たに入院期間を計算する事になります。

また、難病や重症等（予め国で定められた項目による）の患者様については、選定療養費制度の対象とはなりません。

・正確な入院履歴の自己申告と損失費用の請求について

この制度では、患者様は入院時にご自分の入院履歴を正確に病院に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それにより発生する損失（選定療養費用）について、後日、費用の徴収が行われることとなりますので、十分にご留意ください。

1日あたりのご負担 1, 650円(税込み)